

第152号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館)

| | ページ |
|---------------------------|-----|
| 1 施設の概要 | 1 |
| 2 指定管理者候補者の概要 | 3 |
| 3 指定の期間 | 3 |
| 4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由 | 4 |
| 5 提案内容(事業計画概要) | 5 |
| 6 今後の課題 | 8 |
| 7 指定管理委託料(指定管理者候補者からの提案額) | 9 |
| 8 参考 | 9 |

文化観光部

令和3年11月



1 施設の概要

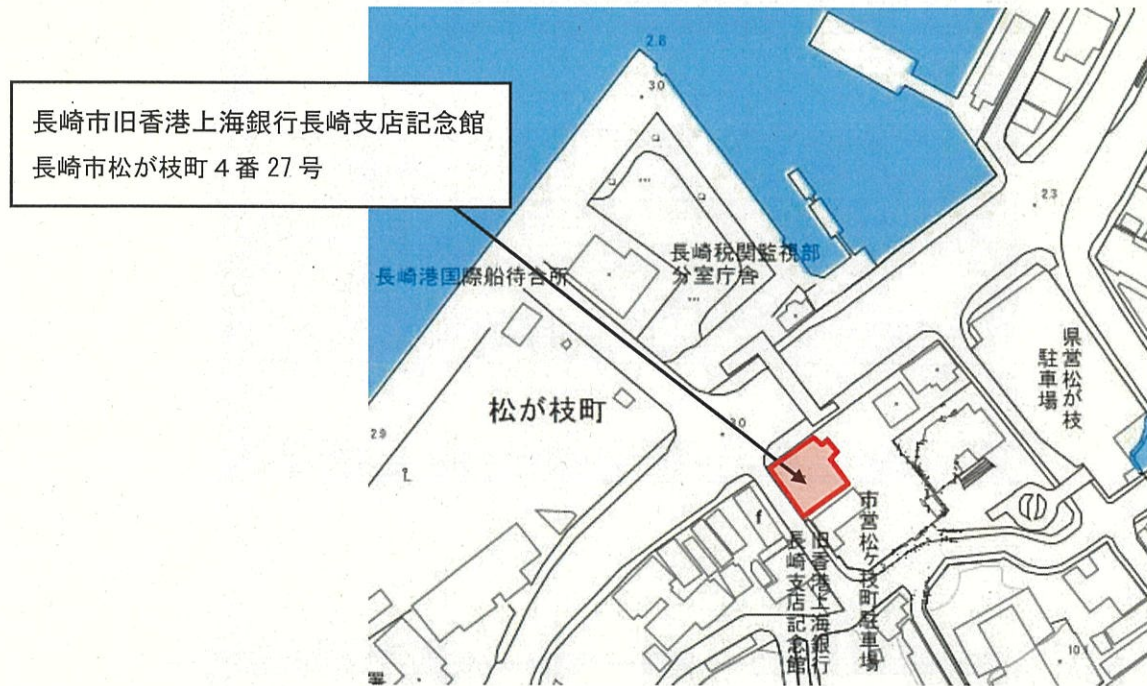
(1) 名 称 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館(以下「記念館」という。)

(2) 所 在 地 長崎市松が枝町4-27

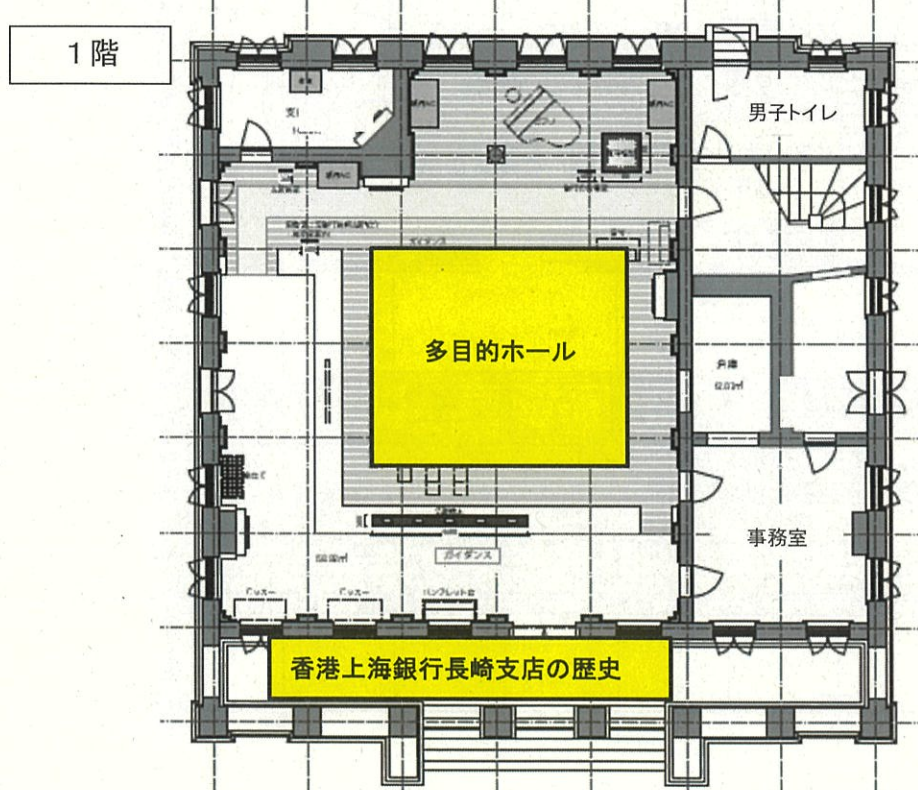
(3) 設置年月日 平成8年10月1日

平成26年4月26日から長崎歴史文化博物館の「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」(以下「ミュージアム」という。)を併設。

(4) 位 置 図



(5) 平 面 図



- (6) 構造・面積 煉瓦造り及び石造り3階建て〔敷地面積 550㎡、延床面積 1,093㎡〕
- (7) 設置目的 本市の歴史及び文化に親しむ場を設けることにより、市民の文化的向上を図るため
(長崎市旧居留地建造物条例第1条)

(8) 主な施設の内容

| | | |
|----|--|--------|
| 1階 | ・展示スペース(香港上海銀行長崎支店の歴史) ・多目的ホール ・事務室 ほか | 記念館 |
| 2階 | ・展示室(孫文・梅屋庄吉と長崎) ・展示室(長崎の華僑(華人)) ・応接室兼会議室 ほか | ミュージアム |
| 3階 | ・展示室(東山手・南山手の暮らし) ・展示室(香港上海銀行長崎支店の建築家下田菊太郎)ほか | 記念館 |
| | ・展示室(上海航路と国際通信) ・展示室(貿易港長崎の歴史)ほか | ミュージアム |

- (9)開館時間 9時00分～17時00分(日中)18時00分～21時00分(夜間)

※夜間利用については、事前予約された多目的ホール利用のみ

- (10)休場日 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日)

(11) 使用料

| 区分 | | 使用料 | |
|----------------|-----|----------|-----------|
| | | 個人 | 団体(20名以上) |
| 一般 | 使用料 | 円 300 | 円 240 |
| 小学校の児童又は中学校の生徒 | | 150 | 90 |

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名称 株式会社乃村工藝社
- (2) 所在地 東京都港区台場二丁目3番4号
- (3) 代表者 代表取締役 榎本 修次
- (4) 設立年月日 昭和17年12月9日
- (5) 主な事業
- ア ディスプレイの企画、設計、監理及び制作
 - イ 広報、広告に関する企画、設計及び制作
 - ウ 催事に関する企画及び運営
 - エ 遊園地、飲食店、土産物店及び教育・スポーツ・宿泊等各種施設の経営 等

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

【指定期間を3年間とする理由】

記念館を含む文化財施設の保存・活用に係る取組方針は、長崎市歴史的風致維持向上計画において定めており、その中で、記念館が立地する東山手・南山手地区は、優先的かつ重点的に取組みを進める重点区域に位置付けている。

重点区域の文化財施設については、令和3年度末までに策定する長崎市歴史的風致維持向上計画の実施計画において活用の方向性を定め、令和4年度以降に事業者へのサウンディング調査を実施したうえで、施設の活用方針を決定することとしている。

このうち記念館については、令和4年度から令和5年度にかけてサウンディング調査の実施、活用方針及び施設の在り方の決定を行い、令和6年度に、決定した活用方針に基づいた管理運営に係る手続等の準備を行う。

そのため、記念館の指定期間については、現指定期間は県によるミュージアムの指定期間と併せて6年間としているが、次期指定期間については、令和7年度から新たな活用方針に基づいた施設の活用を図ることができるよう、令和4年度から令和6年度までの3年間とするもの。

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定方法 非公募

(2) 指定管理委託料(債務負担行為設定額)

(単位:千円)

| 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 |
|-------|-------|-------|--------|
| 8,297 | 8,031 | 8,031 | 24,359 |

(3) 利用料金制 適用

利用料金を指定管理者の収入として収受させることにより、施設の管理運営にあたり指定管理者の自主的な経営努力が発揮しやすくなり、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化を図ることができるため。

(4) 選定理由

旧香港上海銀行長崎支店の1階及び3階の一部について長崎市が記念館を設置し、2階及び3階の残る部分について長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを設置している。

指定管理者の選定にあたっては、旧香港上海銀行長崎支店という1つの建物内に、記念館とミュージアムの2つの展示施設が存在しており、その管理運営を一体的に行うことで、事務の効率化につながり、また、利用者にとってもわかりやすく、ひいてはサービスの向上につながると考えられる。

また、ミュージアムでは長崎歴史文化博物館が所蔵する貴重な資料の展示等ができることから、記念館でもその内容と連動した展示等の企画が可能となり、さらに、記念館の展示資料について、ミュージアムを担当する学芸員の意見を踏まえた適切な維持管理や効果的な展示等が行えるという利点が生じ、より満足度の高いサービスの提供が可能となる。

そのため、県が指定したミュージアムの指定管理者を記念館の指定管理者として非公募で選定するもの。

5 提案内容(事業計画書概要)

(1) 管理運営方針

- ア 展示、イベント、広報宣伝など、当館の運営の要となる事業について、長崎歴史文化博物館の運営で培ったノウハウを活かして施設活性化を推進する。また、ミュージアムとの一体管理の相乗効果を追求し、成果を効率的に生み出す。
- イ 市民のボランティア等による参加機会を拡充するとともに、「さるく」ボランティアと連携して施設活性化に努める。また、県内の大学や企業、団体に働きかけ、施設の利用促進を図り、多様な波及効果を生み出す。
- ウ 観光拠点としての賑わいづくりのため、マーケティング活動を基盤とし、幅広い層のニーズに応える事業を行う。また、市民や観光客に親しまれ、身近な存在になるよう、WEBやSNSを活用した情報発信を行うとともに、旅行会社や観光関係者との連携による誘客に取り組む。
- エ 子どもからお年寄りまで、多様な人々が集まる場であり、歴史的建造物と実物資料展示を“体感”する施設だからこそ、利用者の安全管理は大切である。そのため、長崎歴史文化博物館との一体的な危機管理体制を構築し、情報の一元化の下で緊急時対応を講じる。
- オ 幅広い利用者層に開かれた運営を実施し、高齢者や障害を持たれた方、乳幼児を連れの方の利用に配慮する。また、利用制限の方針も明確にし、誰もが安心して利用できる記念館を目指す。

(2) 安全・安心面での主な取組み

- ア 緊急時ごとの対応マニュアルを更新し、連絡のフローや消防・警察などの連携先を明確にし、事象発生からスムーズに対応できるようにする。
- イ 「長崎歴史文化博物館 緊急時対策、防犯・防災マニュアル」などを参考にした緊急対応ポケットメモを常時携行し、安全管理を心掛けながら、施設内での事故等を未然に防止する。
- ウ 新型コロナウイルスの感染防止のため、「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(日本博物館協会、随時更新)を参考とし、感染拡大状況に応じた県・市の対策指針に沿った対応を適切に行う。

(3) 施設の管理について

ア 組織体制

総括責任者(長崎歴史文化博物館館長兼務)のもと、事務長(長崎歴史文化博物館 経営管理グループ兼務)、受付・案内・事務リーダー1名、受付・案内・事務スタッフ(常勤2名、パート2名)を配置し、一元化された指揮命令系統のもとでマネジメントを実践する。

イ 職員研修

公共施設としての安全安心の確保とサービス品質向上のため、また当館の設置目的を果たし、施設の効用を高めるため、主に以下の研修を実施し、職員を育成する。

- (ア) 安全や危機管理に関する研修、消防・防災訓練、消防設備講習会
- (イ) 救急救命講習会、安否確認訓練
- (ウ) コンプライアンス(法令順守)研修、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修
- (エ) サービスを高めるための研修、接客・接客研修
- (オ) 身だしなみ、接客用語・敬語、コミュニケーション、高齢者・障がい者対応、外国人対応、拾得物・遺失物対応、迷子や疾病人対応、苦情対応など
- (カ) 展示の知識研修(基礎研修、展示更新時の研修)

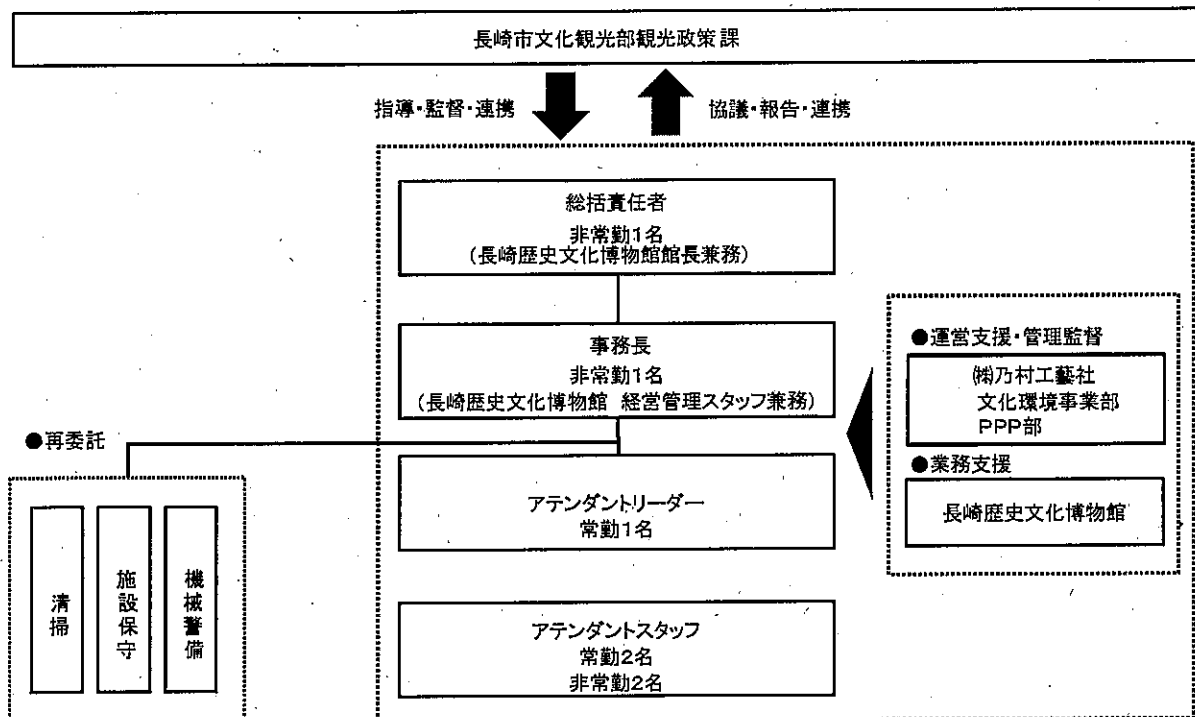
(キ) マーケティング等各種セミナーへの参加

ウ 経理業務

(ア) 孫文・梅屋庄吉ミュージアムとの一体管理のメリットを生かすとともに、正確性と効率性を重視し、長崎歴史文化博物館の経営管理スタッフが中心となつて行う。

(イ) 経理専任者が、記帳内容と現金残高の確認を行い、長崎歴史文化博物館統括マネージャー承認、及び総括責任者へ報告を行う。

〔参考:管理運営体制図〕



(4) 施設の運営について

ア サービス向上のための方策

(ア) 接客サービス

a すべての利用者にかかれた施設であるために、観光客、外国人、高齢者、障害を持たれた方、乳幼児を連れた方など、多様な利用者の意見を聴き取り、ニーズに応えるサービスの実現に努める。

b スタッフの接客接遇スキルを磨くと共に、コミュニケーションや介助に必要な知識及びスキルを高める研修を行う。また、市内の観光情報を常にアップデートするとともに、観光客のニーズに配慮した観光情報の提供を行う。

(イ) 学習サービス

利用者や市民の知的好奇心や学習ニーズに応え、満足度を高めるため、利用者や学校関係者、観光関係者等の意見を幅広く聴き取り、館内における解説や、インターネット等を活用した情報提供の質を高める。

(ウ) 施設サービス

国指定重要文化財としての施設特性に配慮しながら、利用者の快適性、利便性、安全性を高めるサービスを工夫する。また、多目的ホールを市民の様々な活動や交流に開かれた使いやすい施設として、幅広く利用していただけるよう努める。

イ 自主事業

(ア) 物販コーナーの運営

1階受付カウンターに物販コーナーを併設し、来館の記念となるスーベニアグッズや利用者の自主学習を支援する関連書籍などを販売する。また、長崎歴史文化博物館のミュージアムショップとも連携し、オリジナリティの高いグッズを開発する。

(5) 利用促進のための方策

利用促進の方策として、以下の4つを重点的に実施する。

ア マーケティング調査

(ア) 多岐にわたる情報を収集・分析し、利用者の意見とともに非利用者の潜在的なニーズも把握する。

利用者アンケート調査による属性、満足度、意見等の把握とともに、SNSの投稿分析なども行う。

結果をもとに、広報・誘客活動や事業の成果を分析・測定し、次の事業や施策に反映させる。

(イ) 利用者統計を蓄積し、動態を団体／個人別、居住地別、年代別、時期別などに集計・分析し、事業計画や広報宣伝、誘客活動の基礎とする。また、市及び県の観光動向に関する情報やデータの収集・分析結果も反映させる。

イ 広報宣伝活動

(ア) パブリシティの積極的活用

イベントや展示替えの際には、マスメディアに対してタイムリーにリリースを行う。

(イ) 印刷物の作成と配布

リーフレットを市内観光施設や宿泊施設、駅、クルーズ船ターミナル、商業施設等に配架し、配布協力先の拡大に努める。

(ウ) インターネットの活用

ホームページやツイッターなどのSNSを積極的に活用し、新たな情報や話題を発信する。

(エ) 他施設との連携

長崎歴史文化博物館、グラバー園、出島、シーボルト記念館、長崎市恐竜博物館、軍艦島資料館、長崎県美術館、市内主要文化施設・観光施設や軍艦島クルーズ会社等と連携し、相互にリーフレットの設置等を行い観光客の誘致を図る。

ウ 一般観光客及び団体誘客活動

(ア) 一般団体及び学校団体の月別・地域別の利用実績データを年度ごとに集計して動向を分析し、毎月の利用予測を立てて、予約の進捗を確認するとともに、利用実績のある学校や旅行会社にはたらきかける。

(イ) 新規団体を誘致するため、県内と九州北部エリアを中心として、ターゲットとなる地域を定め、旅行会社やバス会社などへの訪問活動を行う。

(ウ) 県観光連盟及び長崎国際観光コンベンション協会の修学旅行誘致活や合同説明会に参加する。

(エ) 中国との交流や長崎の海外交流史に関連する市内の拠点と連携し、インバウンド誘致を図る旅行企画商品を旅行会社やバス会社に対して提案する。

エ 長崎市・長崎県の観光施策との連携

(ア) 長崎のもぎき恐竜パーク、西九州新幹線、出島メッセ、長崎スタジアムシティの開業等に合わせた長崎市・長崎県の観光キャンペーンやイベント、観光誘客施策と連携する。

(イ) 長崎港松が枝埠頭の2パース化によるインパウンドの活性化を見込み、訪日外国人の誘客策を実施する。

(6) 市民のレポート利用の促進

ア 物販コーナーの運営

1 階受付カウンターに物販コーナーを併設し、来館の記念となるスーベニアグッズや利用者の自主学習を支援する関連書籍などを販売する。長崎歴史文化博物館のミュージアムショップとも連携し、オリジナリティの高いグッズを開発する。商品の販売は受付・案内・事務スタッフが兼任し、利用者への観光案内とインフォメーション機能も兼ねて長崎の魅力を発信する。

イ 自主企画イベントの実施

長崎市内で開催される「ランタンフェスティバル」、「帆船まつり」、「居留地まつり」等イベントへの参画。

(7) その他

ア 個人情報の保護の措置

スタッフへの個人情報保護に関わる研修を実施し、個人情報の保護を徹底する。個人情報保護法及び長崎市個人情報保護条例、当施設に関わる条例・管理規則・要項等に従い、利用者等の個人情報保護に努める。

イ 緊急時の対応

災害や事故の発生時には総括責任者を中心とした連絡体制を整え、長崎市、長崎県と連携を密にした指揮命令システムを作り、対策にあたる。施設全体としては、事務長、受付・案内・事務リーダー、受付・案内・事務スタッフにより情報収集を行い、市及び県の方針に従って、利用者対応や復旧作業にあたる。けが人、病人を発見した場合も、すぐに受付・案内・事務リーダー及び事務長に連絡し医療機関に通報する等の対応を開始する。

6 今後の課題

本施設については、令和4年度以降、事業者にサウンディング調査を実施し、令和7年度以降の活用方針及び施設の在り方を決定することとしている。

一方、建物の2階及び3階の一部は、長崎県が令和4年から令和9年までの指定管理期間で長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを設置しており、建物全体での活用を図る場合は、同ミュージアムの活用についても対応が必要となる。

7 指定管理委託料(指定管理者候補者からの提案額)

(単位:千円)

| 事項名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|--------|
| 利用料金収入…A | 707 | 934 | 934 | 2,575 |
| 人件費 | 5,288 | 5,288 | 5,288 | 15,864 |
| 需用費(光熱水費、消耗品費ほか) | 1,013 | 1,013 | 1,013 | 3,039 |
| 修繕費 | 245 | 245 | 245 | 735 |
| 役務費(通信運搬費、広告料ほか) | 115 | 115 | 115 | 345 |
| 委託料 | 1,468 | 1,468 | 1,468 | 4,404 |
| 使用料及び賃借料 | 164 | 164 | 164 | 492 |
| その他(一般管理費、手数料ほか) | 711 | 672 | 672 | 2,055 |
| 支出計…B | 9,004 | 8,965 | 8,965 | 26,934 |
| 指定管理委託料(B-A) | 8,297 | 8,031 | 8,031 | 24,359 |

8 参考

利用者数の推移

(単位:人)

| 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------|---------|
| 利用者数 | 7,747 | 7,047 | 7,014 | 6,573 | 3,125 |

※令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年 4 月 10 日から 5 月 31 日までの期間(52 日間)施設の供用を停止。